

**自動車・軽自動車を
お持ちの皆さんへ**

自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）は、車検証に記載されている住所地において4月1日現在の所有者、使用者に課税されます。

車両を譲渡、廃車した場合や、住所に変更があった場合には、次の申請場所で速やかに手続きをお願いします。

- 原動機付自転車
- （125cc以下のバイク）

松川町役場住民税務課

☎ 36-17046

- 軽自動車

軽自動車検査協会
長野事務所松本支所

☎ 050-3816-1855

- 普通自動車

軽二輪自動車
(126cc～250cc)
小型二輪自動車
(251cc以上)

松本自動車検査登録事務所

☎ 050-5540-2043

※松本ナンバーの車両は、長野県飯田地区自家用自動車協会にて代行での手続きができます。

（☎ 22-0450）

令和元年10月1日以降に車を購入される方

自動車税（種別割）の税率が引き下げられました。

10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車から、税率が引き下げられます。（軽自動車の税率は変わりません）

評価内容を最適なものに見直すため、固定資産税額に影響する場合がありますが、より公正に評価することができるよう、「理解」協力をよろしくお願いします。

令和3年度の固定資産（土地）評価替えに向けた取り組みをしています

固定資産税の計算の基礎となる土地や家屋の評価の見直し（評価替え）は原則3年に一度行われます。町では令和3年度の評価替えに向けて、土地評価の見直しに取り組んでいます。

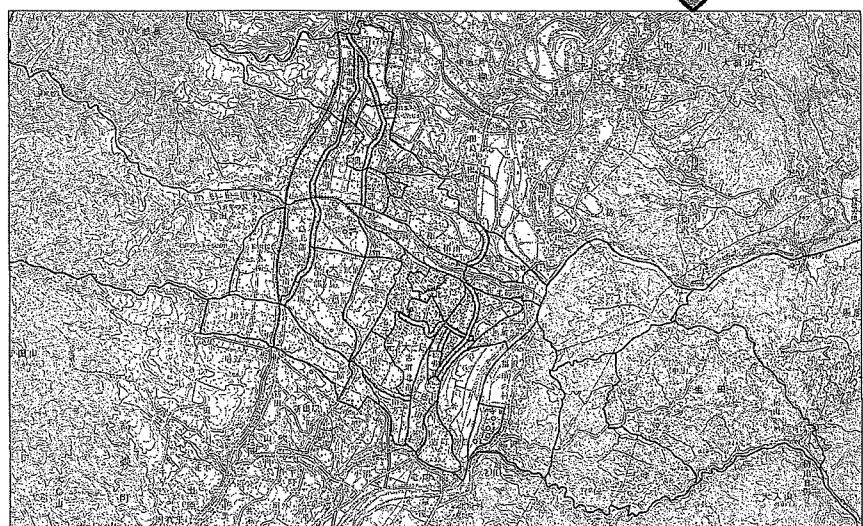
土地の評価は「地図」とに利用状況が似ている「状況類似地区」を設定することで行っています。状況類似地区が増えたことで、地区内の価格差が小さくなり、評価額に適正な時価を反映しやすくなります。

評価内容を最適なものに見直すため、固定資産税額に影響する場合がありますが、より公正に評価することができるよう、「理解」協力をよろしくお願いします。

現在の状況類似地区（29地点）



新しい状況類似地区（53地点）



住民税務課 課税係

☎ 36-17046

令和3年度は固定資産の評価替え

全ての土地・家屋の評価を見直します

3年に一度

評価替えを行っています

- 宅地状況類似地区が53地区に増えます

固定資産税の対象となる土地・家屋の評価替えを行い、税額算定の基礎となる価格（評価額）が「適正な時価」となるように見直します。

*本来であれば、価格の変化に応じて毎年評価替えを行うといいのですが、膨大な量の土地・家屋について毎年度価格を見直すことは実務的に不可能であるため、3年ごとに評価替えを行い、3年間価格を据え置いています。

〈土地の評価替え〉

主として「宅地状況類似地区の見直し」と「一部地域への市街地宅地評価法の導入」を行います。

これに伴い、一部地域では税額が変動する場合がありましたが、町全体の土地評価を行う上で均衡をはかるため、「理解」協力をお願いします。

おいても、その地域における「標準的な宅地」の不動産鑑定評価が課税の基礎となることに変わりありません。

定評価が課税の基礎となると、一定の市街地が形成されている地域（都市計画区域の用途地域内）

に応じた減価（経年減点補正率）」を乗じて価格（評価額）を決定します。
令和2年以降に新築された家屋は、固定資産評価基準の改定を反映した評価を行います。

○市街地宅地評価法の導入
今まで、全域の宅地評価を「その他の宅地評価法」により評価していましたが、令和3年度より町中心部は「市街地宅地評価法（路線価）」を用いた評価方法を導入します。（詳細は現ページ5段目）



〈宅地の評価方法〉

「その他の宅地評価法」

主として市街地的形態を形成するに至らない地域における宅地

宅地の沿接する道路・公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他宅地の利用上の便等がおおむね類似していると思われる地区を区分し、これらの地区ごとに選定した標準的な宅地について付設した評点数に比準して、各筆の宅地の評点数を付設し評価する方法です。

「市街地宅地評価法」

主として市街地的形態を形成する地域における宅地

路線価方式とも呼ばれ、街路ごとに当該路線に沿接する標準的な宅地の1mあたりの価格を表す「路線価」を付設し、この路線価に基づいて所定の画地計算法を適用することで各筆の評点数を付設し、評価する方法です。

令和3年度評価替えの概要

土地

- ① 固定資産評価基準の変更に伴う評価の見直し
→ 土地評価の評価補正率の見直し、法規制を考慮した評価の導入
- ② 宅地状況類似地区の見直し
- ③ 町中心部への市街地宅地評価法（路線価）の導入

家屋

- ① 固定資産評価基準の変更に伴う評価の見直し
→ 新築家屋の評価項目・補正率・物価指標の見直し
- ② 築年数に応じた評価への見直し
→ 新築後の年数に応じて家屋の評価額を減価

